

「もったいない運動参加店」推進事業実施要領

(目 的)

第1 この要領は、環境を考えた食生活を広く市民運動として展開するため、飲食店に、ごみを減らしたり資源の有効活用をするなど環境に配慮する意識を喚起する「もったいない運動参加店」推進事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2 もったいない運動参加店とは、資源の有効活用、ごみを減らすなど、環境に配慮した活動をする飲食店とする。

(対 象)

第3 この事業の対象は、札幌市内の飲食店とする。

(活動内容)

第4 もったいない運動参加店は、次の活動を行う。

- (1) 主食の小盛り対応など、量を選べるようにし、食べ残しによる生ごみを減らす。また、量の調整が可能である旨を店内に明示する。
- (2) 間伐材の割り箸使用、マイはしを推奨、はしを洗って使用、割り箸のリサイクル等「はし」において環境に配慮した活動をする。
- (3) マイカップ推奨等「容器」において環境に配慮した活動をする。
- (4) 使用した油をリサイクルに出す等「油の処理」において環境に配慮した活動をする。
- (5) 生ごみの分別をし、コンポスト処理や処理施設への排出によるリサイクルなど「生ごみの処理」において環境に配慮した活動をする。
- (6) その他、上記以外の環境に配慮した活動をする。

(登録及び公開)

第5 もったいない運動参加店の登録は、次のとおり行う。

- (1) もったいない運動参加店への登録を希望した者は、**様式1**により保健所長あて申込みをするものとする。
- (2) 保健所は、申込みがあった場合は、速やかに審査し、登録するか否かを審査後、申込者に**様式2**により通知し、登録店には「もったいない運動参加店」ステッカーを交付するものとする。
- (3) もったいない運動参加店名等は、市のホームページに掲載するものとする。

(登録の変更)

第6 登録内容に変更が生じた場合は、**様式3**により変更連絡を行うものとする。

(もったいない運動参加店の取消し)

第7 もったいない運動参加店としての登録の取消しを希望する企業は、**様式4**によりもったいない運動参加店の登録を取消しする。また、もったいない運動参加店としてふさわしくない行為を行った者は、保健所において登録の取消しを行う。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が定める。

附則 この要領は、平成21年8月21日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月18日から施行する。